

令和三年（ワ）第4■1号 損害賠償請求事件

原告 愛犬の飼い主

被告 ペラブアペットケルヌッケことメリユミ ゼウセコ

代表者名 メリユミ ゼウセコ （院長）

## 準備書面（4）

令和四年8月8日

スゼアキ地方裁判所ネミデ支部民事部1B係御中

原告 愛犬の飼い主 印

6月28日弁論準備手続を踏まえ、以下のとおり述べる。

### 第1 X病院、Y病院について

準備書面（2）の2頁においてX病院、Y病院とあるが、ここで名前を明らかにする。

X病院はヤカヒミ市イシフ区にある、せだえねこ犬病院、院長はセダエ トテアシ。

X病院の狂犬病の際に虐待行為を行った獣医は氏名不詳男性獣医。

X病院の爪の治療の際に脅迫行為を行った獣医はケミギウ ヒズモ獣医（現けみな犬猫病院院長）。

Y病院はヤカヒミ市イシフ区にある、いしふなどうぶつ病院、院長はウオウル フドイク。

Y病院の狂犬病の際に虐待行為を行った獣医はウコヂ キアル（現 アアシ

キ動物病院，スンニギチ動物病院院長）である。

せだえねこ犬病院セダエ トテアシのブログとけみな犬猫病院ケミギウヒズモのSNSでは原告への恨みと誹謗中傷についてだけ書き連ねているが，誹謗中傷した者がそこに通院したペットの飼い主であることを伏せている。

本件犬に対し行った虐待行為，不法行為についても一切触れていない。〔甲60，61〕

原告が行った誹謗中傷は事実だが「やっぱり虐待行為は事実無根だったんだ」と閲覧者を錯覚させるために公開したものである。獣医師が不法行為をやったから自信を持って虐待行為が事実無根であると書けない証拠である。セダエ トテアシは管轄警察署のイシフ警察署での相談を拒否されている。それは警察が虐待行為が事実であり虐待行為をしてきた病院と認識していたからである。

本件病院は上記キニギヲの三病院と関わり合いがある〔準備書面（2）の2から5頁，被告答弁書2頁参照〕。本件病院の数々の不法行為の動機において，HN®氏のペットにも医療行為に見せかけた虐待行為を行っていることからミセヂ タマカ自身の性質に原因がある一方，本件訴訟の場合は上記キニギヲの三病院からの要請，命令による動機と思料する。単純な医師の過失ではなく故意であり，またキニギヲ県の三病院の復讐，報復心の代行者，実行役が本件病院ということである。

本件における不法行為は四病院による共同不法行為であり，キニギヲの三病院は本件病院に対し教唆したのだと思料する。被告答弁書やミセヂの乱暴な注射の方法がヤカヒミの二病院でされたのと同じような痛みを伴わせる乱暴なやり方だったからである。



たはアナフィラキシーショック反応を起こし、またはB型肝炎入りのラエンネックにより肝数値が極度に上昇、胆嚢内に浮遊物出現し体調不良、肝臓数値 がさらに悪化し薬剤性肝障害となった。

そして本件犬はせだえねこ犬病院、いしふなどうぶつ病院、本件病院で乱暴なやり方での注射で痛めつけられ医療行為に見せかけた動物虐待をされている〔準備書面（2）の2から5頁、被告答弁書2頁参照〕。本件病院にてトリミングの際の不可解な傷の発生、そして耳の怪我の裂傷の際の扱い、そしてラエンネックの乱暴なやり方での注射による出血、内臓悪化と散々本件犬は身体、精神に被害を受けている。もうこれ以上、本件犬に苦痛を味併せたくないから死後までも解剖をし本件犬の身体を切り刻むことは原告がさらに精神的苦痛を受けるため行わなかったし、悲しみのなか解剖という選択肢は一切なかったのである。

(2) 病理解剖をすれば全てが分かるわけではない、中には最後まで原因が掴めないこともある。本件犬が存命中に原告は本件病院ミセヂ提案の腹腔鏡検査、肝生検検査を断っている、結果的にその判断は正解でありB病院担当医はもし本件犬が腹腔鏡手術を行ったら死亡すると言った。

肝疾患の犬の飼い主のブログによると生検病理検査、細胞診検査は全身麻酔を伴い調べたとしても原因が解らないことが多く、解ってもできることは少なくリスクのほうが大きい。と言っている。

肝生検検査をしても分かることは少ない、よって死後に解剖しても意味をなさない。また解剖する医師がラエンネックを知っている可能性も低いから解剖しても無意味である。

#### 第4 協力獣医師の意見書を依頼していないことについて

(1) 準備書面，書証で立証してあるようにラエンネック投与後三日後の検査で肝数値急上昇，検査データ，レントゲンの画像，転院先獣医師の発言から悪化した原因がラエンネックであることは明らかである。むしろ被告は医師なのだから過失がなかったことを証明する義務がある。

(2) 獣医師は狭いコミュニティであること

獣医師は医師に比べると圧倒的に人数も少なくコミュニティは狭くなかなか協力してくれる獣医師は見つからない，数十軒の獣医師に意見書を依頼して拒否されることは珍しくない。協力してくれる獣医師がラエンネックを知る獣医師であるかも期待できない。

また，すでに本件病院がせだえねこ犬病院，いしふなどうぶつ病院，けみな犬猫病院との間に関係があるように，当てずっぽうに全国の動物病院に依頼しまくったとしても本件病院との知人の可能性があることで被告よりの意見書を書かれる恐れがある。

(3) ラエンネック使用の動物病院が非常に少ないこと

ラエンネックは人間用の薬であり，人間の治療においてラエンネック使用の治療は標準治療ではなく科学的根拠（エビデンス）に基づく医療ではないのだから，動物の治療においても標準治療という言葉があるのならば人間同様に標準治療ではない治療である。

転院先の腫瘍科の治療において高度で高評価があるB病院の獣医師が使ったことのない薬であるから大多数の獣医師が知らないまたは使用したことのない薬である。本件犬の担当医B病院の担当医（現在は院長）は■■■■

大学大学院・元准教授，■■■■大学■■■部獣医学科，■■大学大学院■■■■  
■■■学研究所博士課程という経歴であり45個の論文を書いた優れた獣医師  
である。

<http://www.B病院.com/B病院/■■■■■■■■■■■■■■■■■■.aspx>

<https://acadb.com/articles/authors/■■■■■■■■■■>

<http://pahl.jp/info/detail.aspx?p=&n=■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■>

ちなみに被告メリユミ ギウセコとミセヂ タマカは5個の論文しか書いて  
いない。

<https://cir.nii.ac.jp/crid/■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■>

農林水産省「飼育動物診療施設の開設届出状況」によると，産業動物を除  
く小動物等を対象とした動物病院数は12,247施設（令和2年）であり，国内  
店舗数が第3位のコンビニエンスストア，ローソンが13,879件と同程度との  
こと。ちなみにセブンイレブン20,879，ファミリーマート16,477である。  
全国の動物病院数12,247施設のうちホームページでラエンネックまたはプラ  
センタ使用を謳う動物病院はわずか9軒しかない。そのうち令和二年に原告  
が質問したE病院は現在は■■■■■■■■■■■■■■■■■■に名前を変えているがラエ  
ンネック，プラセンタ使用の宣伝は削除している。効果や副作用が疑わしい  
問題がある薬だから削除したのであると思料する。〔甲63〕

また，本件病院は比較的高額の医療費を取るとG o o g l e口コミにも多  
数あるが，ラエンネックの料金においても高額であった。C病院では165  
0円，■■■県■■■市の■■■動物病院では小型犬は550円，大型犬に対し  
て2200円だが，本件病院は中型犬にもかかわらず本件犬に対して同額の

2200円である。

ラエンネック使用をホームページ上で宣伝している動物病院はそれを推奨しているのでありデメリットを知っていたとしてもには口を噤むと考えられる、製薬会社との関係もある。

エビデンスがない薬なので使用する医師も副作用例を知らないと思料する。

(4) 肝疾患におけるラエンネック使用の論文 [甲32-B] を書いたG病院獣医師 (イジベ大学獣医学部OBであり■■■■■■■■■■ケルヌツケ院長) に甲34と同様の質問をした [甲64]。尚、この論文は Veterinary Clinical Pathology (獣医臨床病理専門雑誌) 2018-2019 で最もダウンロードされた論文であり、世界的に注目されていることであるからG病院獣医師は肝疾患におけるラエンネック使用研究についての世界的に第一人者の研究者である。全国でも51人と数の少ない「獣医腫瘍科認定医I種」を取得している獣医師である。動物病院の獣医師が約1万5千名、獣医がん学会に所属している獣医師が2千名以上なのでかなり優れた獣医師である。

<https://www.■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■.com/news/■■■■>

しかし、回答はまだない。返信がない理由はわからないが、送信の際に氏名と携帯の電話番号も一緒に送信しておりイタズラには見えないはずである。G病院獣医師もイジベ大学OBであり、病院はキニギヲ県■■市にあり“せだえ”、“いしふな”、“けみな”のに近いのでもしかしたら原告の情報回っている可能性がある。また書証として提出しているので被告が先回りして口止めをしている可能性も十分考えられる。

また、論文を書いたこのG病院獣医師の病院ですらホームページやブログではプラセンタやラエンネックの宣伝を一切していないのであるから薬の作

用効果と副作用のエビデンスはないのであり、ゆえに根拠なく宣伝、推奨できるような薬ではないということである。

#### (5) プラセンタ注射の危険性に関する新たな書証

「プラセンタ注射を自身に注射している医師は「自分と患者にしても自分の子供には打たない、安全が担保されていないから」という記事が出たくらい安全性が担保された薬ではない [甲 6 5]

#### (6) プラセンタの副作用と安全性について

プラセンタに詳しい■■■ ■■■市のD病院のホームページではプラセンタの副作用と安全性についてこのように紹介している。

「重篤な副作用が出た報告はありません。注射部位に発赤・硬結がまれに起こると報告されていますが、数日間で痛みもなく消退します。当院では約30年間プラセンタ製剤を使用してきた発赤があった例は2例です。」

[甲 6 6]

この先生によるとラエンネックで重篤な副作用が出た経験はないという。だとすればミセヂが投与したラエンネック自体に問題があった可能性があるということである。

ラエンネックは肝機能障害の犬に投与すると肝数値が上がる副作用があると但し書きにある、肝機能障害の本件犬に禁忌の薬を投与したのだからその副作用が出たという見方ができる。

一方でB型肝炎ウイルスに感染する場合にも肝数値が上がる。つまり、本件犬の肝数値が投与後極度に上がったということはミセヂが故意にB型肝炎入りのラエンネックを投与した可能性も考えられる。

B病院の担当医もウィルスや菌が混入の可能性を言っていた。

ミセヂは注射後に原告に対し何か液体の入った小さめのボトル二つを私に交互に見せながらその色の差を素早い動作で比較して私にみせた。

ミセヂ「これが（病状？）の悪い（or良い）子，真っ黒でしょ」

「これが（病状？）の良い（or悪い）子の，薄い色でしょ」

と小さな容器を指に持ち，変な顔つきをしながら振って原告に見せ困惑させたのはまさにミセヂが故意にB型肝炎ウィルス入りのラエンネックを投与したことを示した可能性が高い。この一連の経緯についてミセヂは正直に話すべきである。

そしてD病院のホームページで「注射部位に発赤・硬結がまれに起こる」とあるが，本件犬はミセヂによる強烈な勢いでの二度の濫り性がある注射により1cm程度の腫れと出血をしているのでラエンネックによるアレルギー反応の可能性はある。

## 第5 本件病院の投薬ミスは常習性があることについて

原告準備書面（1）の37～39，66～68頁ですでに述べたが，追加の書証を提出する。甲25についてYahooロコの本件病院口コミページに新たな投稿があったのでそれについて述べる。

このページの口コミは被告の申立てにより一度全て削除されたのを令和三年3月3日に確認したが，その後に投稿されたものである。

令和三〔2021〕年10月30日に新たな投稿がされている。内容はトイプードルの耳の治療の際の投薬ミスである。処方された軟膏と飲み薬で犬は健康を害し何度も通い相談したのに改善せず別の病院に移り一度の治療で治ったということが投稿されている。〔甲67〕

投稿者のHN ㊦さんは164件の投稿をしているヘビーユーザーであるから信ぴょう性ある情報である。

Googleクチコミにて投薬ミスや診断ミスや診断遅延を指摘する投稿がいくつかある。Googleクチコミにて㊧さん、㊨さん、㊩さん [甲43] エキテンにて㊪さん [甲42-C] よって本件病院の投薬ミスは常習性がある。

## 第6 F病院■■■■氏について

(1) 原告が令和二(2020)年5月12日に質問したF病院■■■■氏との音声記録音源を書証として提出する。F病院■■氏は■■■の公立校偏差値1位である■■■■■高校を卒業後■■■大学を経て獣医師になり、F病院で勤務する優秀な獣医師である。 [甲68]

院長の■■■■氏も優秀な方であり、大学卒業後、勤務医として経験を積んだ後、■■■■歯科大学の大学院にて学位を取得、その後F病院を開院。20■■年、■■■■整形外科センターを開院。歯科大学の大学院まで出ていて手術が上手い獣医である。ホームページは医療情報の発信が多く、医療情報を発信せずトリミング情報ばかりの本件病院とは大きく異なる。

[甲69]

(2) F病院ホームページのプラセンタの頁が現在は削除

原告が令和二(2020)年5月12日に質問した際には存在したホームページのプラセンタの頁 [甲30] がE病院 (現在は■■■■■セン

ター)と同様に現在は削除されている。プラセンタが疑わしい証拠である。

[甲70]

(3) F病院■■■先生の回答をまとめると

- ・ラエンネックはヒトのタンパク質を使っているので体質として合わない犬も出てしまう。
- ・みんながみんな肝臓の数値が高い犬に打って下がるとも言い切れないものである。
- ・本件病院と同じ8kgの本件犬に1A(2cc)を使用。
- ・アレルギーのある犬や抗生物質とか薬に過敏な犬には慎重に投与しなくてはならない薬である。
- ・F病院では同意書はやっていないが、薬についてのインフォームドコンセントは徹底している。
- ・ラエンネックが本件犬の体質的に合わなかった可能性を示唆。
- ・ラエンネックは治療オプションの一つである。
- ・F病院ではラエンネックは積極的に薦めていない。
- ・飼い主さんから「ラエンネック注射を試してみたい」というお話の元行うことが多い。
- ・もしかしたら胆嚢がその責任病変での肝酵素の上昇であれば、胆嚢に焦点を合わせた治療のほうが合ったりする。 [甲71, 72]

本件病院では本件犬のアレルギーテスト、インフォームドコンセントは一切やっていない。通常肝数値が下がるラエンネックなのだから本件犬に投与

したものがB型肝炎入りのラエンネックや別のものの可能性がある。

F病院■■先生は責任病変が胆嚢にあると診断したA病院担当医，B病院担当医と同意見である。本件病院は責任病変が胆嚢にあると全く診断できず，何らかの細菌感染かもしれない等と言い胆嚢より肝臓ばかり注視していた。またF病院■■先生はこの電話相談ですぐに胆嚢を疑っているが本件病院ミセヂ，アアケバは15回も診察しておきながら診断できず，責任病変が胆嚢という可能性すら想定できていなかった。

## 第7 陳述書について

前回弁論準備手続において裁判長より求められた原告陳述書を提出する。

[甲73]

被告は医師として人として説明責任を果たしていない。被告は原告の主張を全て認め，数々の不法行為の動機，経緯の説明をすること，ラエンネック注射の意図と投与した説明をすること，投与したラエンネックがどのようなものだったのかを説明すること，本件病院とキニギヲの三病院との関係とキニギヲの三病院による報復指示についていつどこでどのような内容だったのか経緯を明らかにすべきである。

以上

### 証拠方法

1. 甲60号証ないし甲73号証（証拠説明書に記載）

### 附属書類

1. 訴状副本 1通

2. 甲60ないし甲73号証（写し） 各1通
3. 証拠説明書 1通